

令和8年度

(2026年度)

宇都宮大学大学院
教育学研究科専門職学位課程
(教職大学院)

第3期学生募集要項

宇都宮大学

豊かな発想を地域に、新たな知を世界へ

宇都宮大学では、地震、風水害等の災害により被害を受けた受験者の皆さんに対し、入学検定料を免除する制度があります。詳細は、5ページをご覧ください。また、入学時にも、入学料や授業料の免除・徴収猶予などについて、できるだけの配慮を致します。

困難な状況が続いていると思いますが、是非とも夢を失わず、真っ直ぐに前を見ながら歩んでください。応援しています。

★ 主要日程

- ・出願受付期間
令和8年1月20日(火)から1月22日(木)まで
受付時間は 9時から16時まで
- ・試験日時
令和8年2月6日(金) 10時から
- ・合格者発表
令和8年2月17日(火) 14時

入学試験過去問題の開示について

教育学研究科では、過去の入学試験問題を開示しています。

○ 窓口での閲覧

開示場所 学務部入試課

開示時間 9時～17時（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

※過去5年分を開示しています。

○ インターネットでの閲覧

本学ホームページ<https://admission.utsunomiya-u.ac.jp/entrance-exam-info/past-entrance-exam-questions/graduate-entrance-exam.php>

※インターネット上では、著作権法上問題になる部分を開示していません。

※過去3年間分を開示しています。

個人情報の取扱いについて

本学では、出願に際し提出いただいた氏名、生年月日、性別、住所、写真、成績その他及び入学試験に関する成績の個人情報は、次の範囲内で利用するとともに適正な管理に努めます。

- ① 入学者選抜、入学手続など入学までの一連の業務
- ② 入学後の修学関係（学生証交付、履修指導、名簿作成等）及び学生生活関連（奨学金、授業料免除等）の業務
- ③ その他、本学の教育・研究、学生支援に必要な業務及び統計・分析のための資料作成等

お問い合わせ先

〒321-8505 宇都宮市峰町 350

宇都宮大学学務部入試課

電話 028-649-5405

目 次

1. 教育学研究科専門職学位課程アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	1
2. 募集人員	1
3. 出願資格	1
4. 出願手続	3
(1) 出願受付期間	3
(2) 出願方法	3
(3) 出願書類の郵送先又は持参先	3
(4) 出願書類等及び入学検定料	3
(5) 入学検定料免除について	5
(6) 受験票の送付	5
5. 選抜方法	6
(1) 試験科目	6
(2) 試験日程	6
6. 試験等配点	6
7. 受験上の注意事項	7
8. 合格者発表等	8
(1) 合格者発表	8
(2) 入学辞退について	8
9. 入学手続	8
10. 入学料及び授業料等	8
11. 附属学校内地研修員の教育方法の特例措置	9
12. 疾病・負傷や身体障がい等による受験上及び修学上の配慮に関する事前相談	9
13. その他	9
14. 令和7年度教育学研究科専門職学位課程入学試験実施状況	10
15. 試験場案内図	11

(添付書類等)

- 入学志願票
- 写真票・受験票
- 教育実践概要
- 実践課題概要
- 宛名シール・志願票受付用シール
- 銀行振込用紙（入学検定料振込用）
- 振込受付証明書貼付台紙
- 入学検定料免除申請書
- 受験票返信用封筒
- 出願用封筒

○専門職学位課程

教育実践高度化専攻

1. 教育学研究科専門職学位課程アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)

【求める学生像】

- (1) 地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクール・リーダーになることを志向する現職教員
- (2) 学部段階での資質能力を修得した者（教員免許保有者）で、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員志望者
- (3) 学校教育の実際的課題に関する問題意識を持ち、協働によって問題解決にあたる意欲を持つ人

【入学者選抜の基本方針】

学校教育の実際的課題に関する問題意識と、協働によって問題解決にあたる基礎的能力・態度について、出願時に提出する書類（教育実践概要と実践課題概要）、口述試験、小論文（現職派遣教員は免除）及び出願書類により総合的に評価します。

各選抜方法ごとの評価の観点は次のとおりです。

- ・口述試験

出願時に提出する文書（教育実践の概要と実践課題概要）とあわせ、主に学校教育の実際的課題に対する問題意識と、協働によって問題解決にあたる意欲について評価します。

- ・小論文

主に学校教育の実際的課題解決のための基礎的能力について評価します。

2. 募集人員

専攻	募集人員
教育実践高度化専攻（教職大学院）	若干名

3. 出願資格

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれか 1 つ以上の教諭の一種免許状を有し（令和 8 年 3 月までに取得見込みを含む），次の①～⑩のいずれかに該当する者

※ 以下の免許状を有する（令和 8 年 3 月までに取得見込みを含む。）者は、実習について確認事項があるので、出願前に学務部入試課に問い合わせてください。

- ・幼稚園の免許状のみ
- ・高等学校の免許状のみ
- ・特別支援学校と幼稚園の免許状のみ

- ① 大学を卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第7項の規定に基づき、大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- ④ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- ⑥ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- ⑧ 令和8年3月までに大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院教育学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、本学大学院教育学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑩ 本学大学院教育学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

（注1）出願資格④の「文部科学大臣の指定した者」に該当する者は、「教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは特別支援学校教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で、22歳に達した者」です。

（注2）出願資格⑦で出願しようとする者は、令和8年1月15日（木）までに学務部入試課へ必ず問い合わせてください。

（注3）出願資格⑧、⑨、⑩で出願しようとする者は、必ず学務部入試課へ早急に問い合わせ、出願資格事前審査申請書類を請求し、令和8年1月15日（木）までに提出してください。

4. 出願手続

(1) 出願受付期間

令和8年1月20日(火)から1月22日(木)まで

郵送の場合は「書留速達」とし、1月22日(木)16時までに必着のこと。

(注) 出願受付期間(日時)以降に到着したものは、受理しないので注意してください。

(2) 出願方法

入学志願者は、次ページ(4)に示す出願書類等を取りまとめ、本学所定の出願用封筒に入れて郵送又は持参してください。

(3) 出願書類の郵送先又は持参先

① 郵送の場合・・・必ず「書留速達」で郵送してください。

② 持参の場合・・・受付時間は9時から16時までです。

(郵送先) 〒321-8505 宇都宮市峰町350

宇都宮大学学務部入試課

電話 028-649-5405

(4) 出願書類等及び入学検定料

書類等の名称	提出該当者	概要
① 入学志願票	全員	本学所定の用紙に必要事項を記入してください。
② 写真票・受験票	全員	写真は、出願前3か月以内に撮影した上半身・正面・無帽(縦4cm×横3cm)の2枚同じものを用意し、「写真票」及び「受験票」にそれぞれ貼付してください。
③ 教育実践概要 〔注1〕	全員	本学所定の様式を使用してください。(2,000字程度) 本様式は、学生募集要項に添付の用紙の他、本学ホームページからダウンロードし、パソコン・ワープロによる記入も可とします。
④ 実践課題概要	全員	本学所定の様式を使用してください。(1,000字程度) 入学後に取り組む実践課題に関する計画(テーマ、方法等)についてまとめてください。 本様式は、学生募集要項に添付の用紙の他、本学ホームページからダウンロードし、パソコン・ワープロによる記入も可とします。
⑤ 卒業証明書 (卒業見込証明書)	全員	出身校所定の用紙を用い、出身大学長又は学部長が作成したもの。 ・本学既卒者は提出する必要はありません。 ・言語によっては訳文の提出を求める場合があります。
⑥ 成績証明書	全員	出身校所定の用紙を用い、出身大学長又は学部長が作成し、「厳封」したもの。 ・本学卒業見込み者は修学支援課の自動発行機にて交付を受け、厳封せずに提出してください。 ・言語によっては訳文の提出を求める場合があります。
⑦ 「教育職員免許状授与証明書」若しくは「教育職員免許状の両面写し」又は「教育職員免許状取得見込証明書」	栃木県教育委員会から派遣された現職教員以外の者	「教育職員免許状授与証明書」は、免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの。 「教育職員免許状の両面写し」を提出する場合は、原本と相違ない旨の所属長又は所轄長の証明を要する。 「教育職員免許状取得見込証明書」は、在学する大学長等が作成したもの。

⑧ 宛名シール・志願票受付用シール	全員	本学所定の用紙に、合格通知等を受ける際の郵便番号・住所・氏名を詳細に記入してください。
⑨ 受験票返信用封筒	全員	本学所定の封筒（長形3号）に、志願者の郵便番号・住所・氏名を明記し、速達郵送料（410円）分の切手を貼付したもの。
⑩ 住民票	日本国に在住している外国人	<p>1. 現に日本国に在住している外国人は、市区町村長から交付された在留資格及び在留期間の記載があり、マイナンバーの記載がないものを提出してください。（出願前1か月以内に交付されたものに限ります。） ただし、本学の在学者（科目等履修生及び研究生を含む。）は、提出する必要はありません。</p> <p>2. 出願書類には、全て住民票記載の氏名を使用してください。</p>
⑪ 入学検定料 〔注2〕	全員	<p>30,000 円</p> <p>本学所定の銀行振込用紙を用い、本学の取引銀行（足利銀行・栃木銀行・みずほ銀行）のいずれかの口座に振り込んでください。ただし、ATMは使用しないでください。なお、その際振込銀行から発行される「振込受付証明書」を受け取り、「入学検定料振込受付証明書貼付台紙」の所定の欄に貼付してください。</p> <p>また、地震、風水害等による被災の関係で入学検定料免除を申請する者は、5ページ「(5)入学検定料免除について」を参照し、「入学検定料免除申請書」を提出してください。その場合は、入学検定料は納付せずに、氏名とフリガナのみ記入し、「免除申請」を○で囲んだ「振込受付証明書貼付台紙」を提出してください。</p>

〔注1〕 教育実践概要（2,000字程度）

「教育実践概要」の内容は、例えば、① 現職派遣教員、② 現職派遣教員以外で教育関連の職歴のある者、③ 教育関連の職歴のない者（学部からの志願者を含む。）のように出願者の履歴により異なります。

① 現職派遣教員

- どのような教育実践あるいは研究を行ってきたかを具体的に述べ、
- その中で何を考えたかについて述べ、
- さらに、専攻への出願理由を述べてください。

② 現職派遣教員以外で教育関連の職歴のある者

- どのように教育あるいは研究に携わってきたかを具体的に述べ、
- その中で何を考えたかについて述べ、
- さらに、専攻への出願理由を述べてください。

③ 教育関連の職歴のない者

- 大学での学習（卒業論文あるいはその予備的な成果）、実習、サークル活動、社会活動、就業体験等から、出願専攻での学習課題・実践課題と関係のある教育実践活動あるいは研究活動の主なものについて具体的に述べ、
- その中で教育について、あるいは出願専攻での学習課題・実践課題等についてどのように考えてきたかを述べ、
- さらに、専攻への出願理由を述べてください。

〔注2〕 ① 入学検定料は、出願書類を受理した後は、いかなる理由があっても返還しません。

② 国費外国人留学生奨学金支給期間延長の申請を予定している者は、所定の届け出により入学検定料を免除するので、出願前に必ず学務部入試課へ問い合わせてください。

- ※ 受理した書類は、いかなる理由があっても返還しません。
- ※ 出願手続後の出願書類の内容変更は認めません。なお、現住所、連絡先又は電話番号に変更が生じた場合は、速やかに学務部入試課へ連絡してください。
- ※ 提出した書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合には、入学を取り消すことがあります。

(5) 入学検定料免除について

本学では、災害等で被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、入学検定料免除の特別措置を下記のとおり行います。

① 免除申請の要件

入学検定料の免除を申請できるのは、入学試験を行う当該年度において日本国内で発生した災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、次に該当する者です。

ア 主たる家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支える者のうち、所得金額の最も多い者。以下「家計支持者」という。）が、災害救助法の適用地域において被災し、居住している又は居住していた家屋について、市区町村から次のいずれかに係る証明書を交付される者

- (ア) 全壊
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 半壊

イ 家計支持者が、災害により死亡又は行方不明となった者

② 免除申請の手続

入学検定料の免除を受けようとする者は、出願時に、入学検定料免除申請書（別添書類）に、次のいずれかの証明書（写し可）を添えて、申請してください。

ア ①アに該当する者

罹災証明書、被災証明書等

イ ①イに該当する者

⑦ 家計支持者が死亡した場合

家計支持者の死亡が確認できる書類

① 家計支持者が行方不明となった場合

家計支持者の行方不明の事実が確認できる書類又は行方不明となったことに係る申立て（入学検定料免除申請書に記載してください。）

なお、提出書類について不明な点がある場合は、あらかじめ学務部入試課まで問い合わせてください。

また、免除申請の要件を満たしていなかった場合は、入学検定料の納付について学務部入試課から電話にて連絡します。

(6) 受験票の送付

出願受付期間終了後に受験票を送付しますので、令和 8 年 1 月 29 日（木）までに到着しない場合は、学務部入試課へ申し出てください。

5. 選抜方法

試験 {「あらかじめ提出する文書」2点（「教育実践概要」，「実践課題概要」）に基づく小論文と口述試験} の結果と、出身大学の学長等が作成した成績証明書等の出願書類の総合審査により行います。現職派遣教員の志願者には、小論文を課さず、「教育実践概要」の評価をもって代えます。

(1) 試験科目

- ① 小論文（現職派遣教員は免除）
- ② 口述試験「あらかじめ提出する文書」を基に、専攻に関する基礎知識並びに実践課題について行います。

(2) 試験日程

① 試験日

令和8年2月6日（金）

② 試験場

宇都宮大学峰キャンパス（宇都宮市峰町350）

集合時刻：9時30分

集合場所：峰町8号館A棟（共同教育学部）玄関ホール

③ 試験時間

区分	小論文	口述試験
現職派遣教員	なし	10：00～
現職派遣教員以外	10：00～11：30	13：00～

（注）区分に疑義がある場合には、出願前に学務部入試課へ問い合わせてください。

6. 試験等配点

区分	小論文	教育実践概要の評価	口述試験	合計
現職派遣教員	—	200	200	400
現職派遣教員以外	200	—	200	400

7. 受験上の注意事項

- (1) 試験当日は、本学が交付した「**受験票**」を必ず持参してください。
- (2) 試験当日は、集合時刻（試験開始 30 分前）には試験場に到着し、集合場所（宇都宮大学峰キャンパス峰町8号館A棟玄関ホール）へ集合してください。指定時刻に集合できない場合、試験開始後 30 分までは受験を許可しますが、試験時間の延長は認めません。

1. 次のことを行うと不正行為となります。ただし、試験時の説明で認められている行為については、不正行為に該当しません。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した選抜区分の全ての成績を無効とします。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

ア インターネット出願の選抜において故意に虚偽の情報を登録したことにより、登録した情報をもとに作成される志願票、写真票に虚偽の内容があった場合

　インターネット出願以外の選抜において志願票、受験票へ故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の写真を貼ることなど）をすること

　解答用紙へ故意に虚偽の記入（解答用紙に本人以外の受験番号を記入するなど）をすること

イ カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること

ウ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること

エ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと

オ 解答用紙を試験室から持ち出すこと

カ 監督者が試験開始を指示する前に、問題冊子を開いたり解答を始めること

キ 試験時間中に、使用が認められていない定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること

ク 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること

※ イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします（試験時間中、病気・負傷や障がい等により補聴器等を使用したい場合は、受験上及び修学上の配慮に関する事前相談が必要です）
ケ 監督者が試験終了を指示した後に、その指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること

コ その他、試験時の説明で禁止された行為をすること

2. 上記1. 以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。ただし、試験時の説明で認められている行為については、不正行為に該当しません。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、1. と同様です。

- ア 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること
 - イ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）をならすなど、試験の進行に影響を与えること
 - ウ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること
 - エ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること
 - オ 試験場において監督者等の指示に従わないこと
 - カ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること
- ※ その他、試験時間中に使用できないものや身に付けることができないもの等が発見された場合も不正行為に該当する場合があります

8. 合格者発表等

(1) 合格者発表

① 発表日時

令和8年2月17日（火） 14時

② ホームページでの掲載及び通知

合格者の受験番号を本学ホームページ「<http://nyushi.utsunomiya-u.ac.jp/goukaku.html>」に掲載するとともに、合格者には「合格通知書」を郵送します。

（注） 電話等による合否の問い合わせには、一切応じません。

(2) 入学辞退について

入学を辞退される場合は、辞退されることが決定され次第、速やかに「入学辞退願」（様式任意）をご提出ください。

9. 入学手続

(1) 入学手続（令和8年3月中旬予定）に関するご案内については、「合格通知書」と併せて送付致します。

10. 入学料及び授業料等

(1) 入学料及び授業料

入学料 282,000 円（栃木県教育委員会から派遣された現職教員は半額を免除します。）

授業料 535,800 円（年額）

※ 入学料及び授業料は予定額ですので、改定されることがあります。

※ 在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※ 授業料は、半期分（267,900 円）をそれぞれ指定期日（入学後）までに納付してください。

- (2) 学生教育研究災害傷害保険及び賠償責任保険料（2年間分）〔令和7年4月現在〕
2,430 円

11. 附属学校内地研修員の教育方法の特例措置

附属学校内地研修員に対しては、希望により大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置を適用します。

教育方法の特例措置の実施方法は、原則として、次のとおりです。

- (1) 教職大学院の第1年次は、職場を離れて大学院での学業に専念し、課程修了に必要な 46 単位のうち 33 単位以上を通常の時間帯に履修することになります。
- (2) 教職大学院の第2年次は、職場に復帰し、勤務しながら研究科の指定した時間帯に履修することになります。

なお、この特例による履修単位数は、リフレクションⅡ、教育実践プロジェクトⅡA、教職実践プロジェクトⅡA（特別支援学校）を含めて、13 単位以内としています。

- (3) 特例による第2年次の授業は、勤務の態様を勘案し、夜間及び長期休業期間等も含め行うことになっています。

12. 疾病・負傷や身体障がい等による受験上及び修学上の配慮に関する事前相談

疾病・負傷や身体障がい等のために、受験上及び修学上で配慮を必要とする場合は、下記期限までのできるだけ早い時期に学務部入試課との相談を開始してください。

また、事前相談の期限後であっても、受験上及び修学上で配慮が必要となった場合は、その時点で速やかに申し出てください。

- (1) 事前相談の期限 令和8年1月15日（木）まで
(2) 事前相談申請書の提出

本 学ホームページ「<https://admission.utsunomiya-u.ac.jp/entrance-exam-info/graduate-entrance-exam/>」からダウンロードした事前相談申請書に次の内容を記載し、医師の診断書（写しも可）を添えて学務部入試課へ提出してください。

- ①氏名、住所、連絡先電話番号、連絡可能な時間帯
- ②志願予定の専攻
- ③疾病・負傷や身体障がい等の内容・程度
- ④受験上配慮を希望する事項
- ⑤修学上配慮を希望する事項
- ⑥出身学校等で受けている配慮の内容
- ⑦日常生活の状況

13. その他

- (1) 出願書類等を郵便で請求する場合は、大学あての封筒に「**大学院教育学研究科専門職学位課程第3期学生募集要項請求**」と朱書きし、郵便番号・住所・氏名を明記した返信用封筒（角形2号。320 円分の切手を貼付したもの。速達の場合は 620 円分の切手を貼付したもの）及び日中に連絡可能な電話番号を記入したメモ（請求内容の不明瞭や返信用切手代不足の場合に本学から電話連絡するため）を同封して、学務部入試課へ申し込んでください。
- (2) 出願者に対する受験のための宿泊施設等のあっせんは行いません。

(3) その他、学生募集に関して不明な点は、学務部入試課へ照会してください。なお、郵便で照会する場合は、照会する事項を文書にしてまとめたものと、返信用封筒（長形3号。郵便番号・住所・氏名を明記し、110円分の切手を貼付したもの）を同封してください。

〒321-8505 宇都宮市峰町350
宇都宮大学学務部入試課
電話 028-649-5405

14. 令和7年度教育学研究科専門職学位課程入学試験実施状況

募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
18名	19	19	19	16

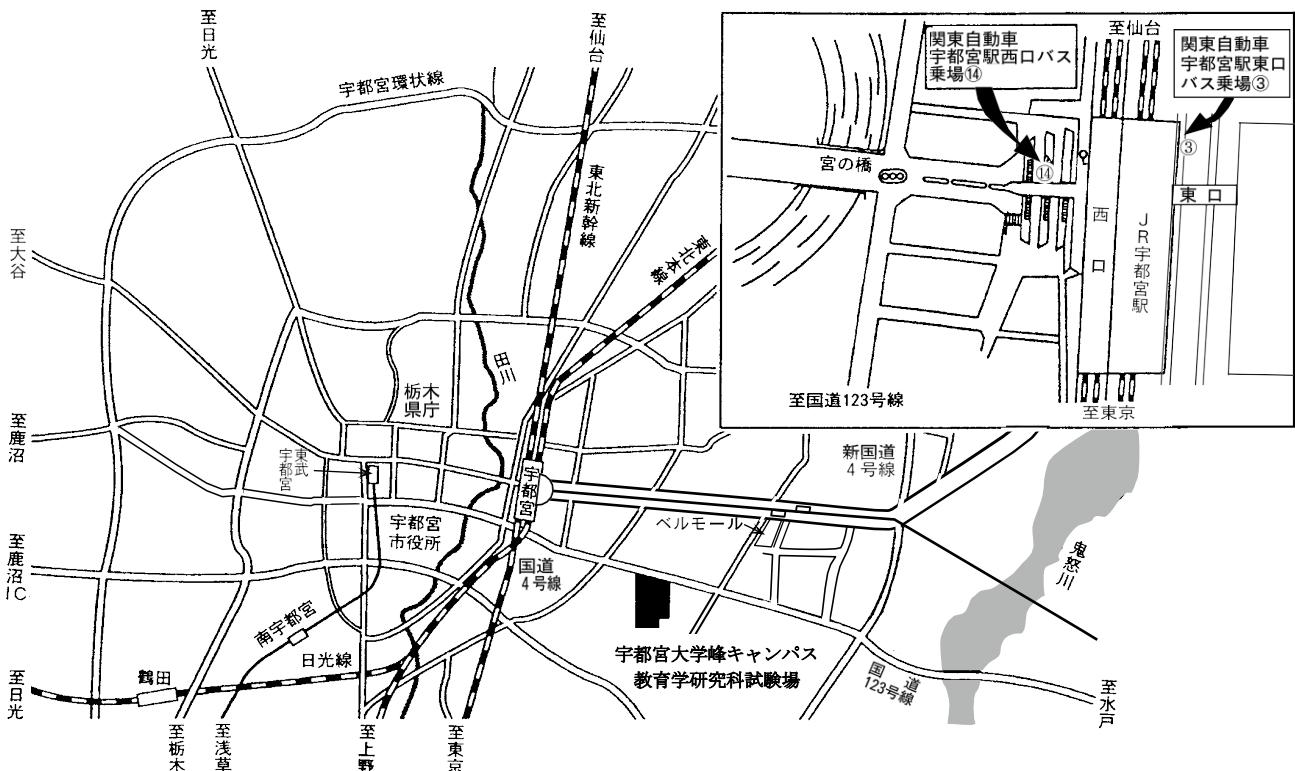
15. 試験場案内図

東京都内から本学最寄駅までのアクセス

- | | | |
|---------------|---|---------|
| ○東京駅からJR宇都宮駅 | JR東北新幹線利用 | 約1時間 |
| | JR上野東京ライン、宇都宮線利用 | 約2時間 |
| ○新宿駅からJR宇都宮駅 | JR湘南新宿ライン、東北新幹線利用（大宮駅乗換） | 約1時間15分 |
| | JR湘南新宿ライン、宇都宮線利用 | 約1時間50分 |
| ○浅草駅から東武宇都宮駅 | 東武スカイツリーライン、東武日光線、東武宇都宮線利用
(曳舟、南栗橋、新栃木駅など乗換) | 約2時間30分 |
| ○羽田空港からJR宇都宮駅 | 東京空港交通（高速バス）利用 | 約3時間 |

仙台から本学最寄駅までの所要時間

- 仙台駅からJR宇都宮駅 JR東北新幹線利用 約1時間20分



◎宇都宮大学峰キャンパスまでのアクセス (JR宇都宮駅から約2.2km)

もおか ましこ ほし もりちゅうがっこう こうとうがっこう

- 関東自動車（真岡、益子、星の杜中学校・高等学校、ベルモール行など）

JR宇都宮駅西口バス乗場⑭から乗車約10分「宇都宮大学前」下車 徒歩1分

東武宇都宮駅バス乗場から乗車約20分「宇都宮大学前」下車 徒歩1分

- 関東自動車（卸団地循環、ベルモール行）

JR宇都宮駅東口バス乗場③から乗車約10分「宇都宮大学前」下車 徒歩1分

[参考]

関東自動車（株）本社路線バス部 TEL 0570-031811

○志願票等出願に使用する用紙

第1期学生募集要項に添付のものをご使用ください。